

令和6年度事業計画書

第1 事業計画の概要

消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防火・防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減など、公共の福祉の向上に寄与することを目的として、諸事業を展開しているところでございます。

第2 事業計画の内容

1 防火防災及び救急に関する普及啓発事業

市民及び事業所等に対する防火・防災及び救急意識の普及啓発を行う。

(1) 地震体験車による防災意識の普及啓発（川崎市から受託予定）

川崎市から地震体験車（2台）の運営・管理を受託し、この地震体験車を有効に活用し、地震体験等により大地震時における安全な対処方法を指導するとともに、地震災害等に対する防災知識の普及啓発を図る。

ア 対象 町内会・自治会・事業所・学校・保育園・各区イベント等

イ 回数 180回程度

(2) 応急手当普及啓発活動事業（川崎市から受託予定）

川崎市から運営・管理を受託し、(公財)川崎市消防防災指導公社が市民救命士の養成及び川崎市患者等搬送業務認定に関する各種救命講習を行い、住民・事業所などに対する応急手当技術の普及啓発を図る。

ア 対象 町内会・自治会・事業所等

イ 回数 347回程度

(内訳) 心肺蘇生法講習 30回程度

普通救命講習（Ⅰ・Ⅲ） 280回程度

上級救命講習 30回程度

普及員講習 2回程度

普及員再講習 2回程度

指導員再講習 1回程度

患者等搬送再講習 2回程度

(3) 火災予防用の防火ポスター、防火チラシ、パンフレット等の作成配布

(4) 消防協力団体等に対する支援事業

火災予防広報等の支援を行う。

(5) 防火相談事業

市民及び事業所関係者からの火災予防、消防用設備等消防に関する各種の相談、住宅用火災警報器の設置等のアドバイスを行う。

(6) 消防防災に関する調査研究事業

消防機器の改良開発への支援及び試作品の作製

2 各種講習会・研修会等の講習会事業

消防防災に関する各種講習を行う。

(1) 自衛消防業務講習

(一財) 日本消防設備安全センターの受託事業で、法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物に設置しなければならない自衛消防組織に置かれる統括管理者等を対象に自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得し資格を取得するため2日間の新規講習を実施する。

また、自衛消防業務に関する講習を修了し5年を経過する者に対して再講習を実施する。

ア 新規講習

(ア) 回数 5回

(イ) 定員 各50人(年250人)

イ 再講習

(ア) 回数 5回

(イ) 定員 各40人(年200人)

(2) 防火・防災管理講習

(一財) 日本防火・防災協会からの受託事業で、法令に基づき、防火対象物において防火・防災管理者として選任されるのに必要な資格を取得するための講習及び再講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

(ア) 回数 19回

(イ) 定員 120人(年2,280人)

イ 乙種防火管理講習

(ア) 回数 6回

(イ) 定員 90人及び120人(年630人)

ウ 甲種防火管理再講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 120人(年240人)

エ 防火・防災管理(併催)新規講習

(ア) 回数 14回

(イ) 定員 120人(年1,680人)

オ 防火・防災管理再講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 120人(年120人)

カ 甲乙同時防火管理講習

(ア) 回数 8回

(イ) 定員 120人(年960人)

(3) 危険物取扱者試験受験準備講習

(一社) 神奈川県危険物安全協会連合会との共催事業として、危険物を取り扱うのに必要な資格試験を受験するために、法令等の解説などを受講し試験対策に備えるための講習を実施する。

(ア) 回数 3回

(イ) 定員 各50人(年150人)

3 東京湾アクアライン消防活動支援事業

東京湾アクアライン専用の消防用車両及び資機材の管理業務を行う。

4 その他目的を達成する事業

全国の消防防災事業団体との意見交換及び情報交換を行う。